

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所細島出張所
部署の業務内容	輸出入される植物の検疫、移動規制植物の広報

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	外部から業務に関する照会事項等については、丁寧に対応するよう、日頃から話し合っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	外部から苦情等を受けた事例はない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当所では上部機関からの指示に基づいて、業務に関する説明会等を開催したり、掲示板への掲示を行っている。また、他のCIQ機関と連携して、外部に対して、業務説明会を開催している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	輸入禁止品が持ち込まれた場合、植物防疫法に基づき、病害虫のまん延を防止するため、廃棄する必要があり、植物検疫と消費者の利益は一致しないため、理解・協力を求めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	凍結植物の輸入検査があるので、検査では、不衛生にならないよう、注意している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	輸入検査で不合格になった場合、定められた消毒基準で適正に消毒が行われているか、確認している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	くん蒸の際に立会い、適正に消毒が行われているか、確認する。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	消毒が適正に行われることは、国民の健康への悪影響発生の未然防止につ繋がると思われる。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	輸入植物検疫規程に定められた基準であり、科学的根拠に基づいている。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	消毒が基準どおり適正におこなわれることにより、悪影響を防止できる。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	規程に定められた基準で科学的に行われている。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	輸入検査では、特に食用となる植物については、衛生面に配慮すること、又、消毒措置となった植物については、適正に基準どおり消毒することにより、食の安全は確保されると判断する。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	（植物防疫所に対する意見は寄せられていない。）		